



平成 26 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社オンワードホールディングス  
代表者名 代表取締役会長兼社長 廣内 武  
(コード番号 8016 東証・名証第一部)  
問合せ先 専務取締役管理部門担当  
吉沢 正明  
(TEL. 03-4512-1030)

### 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 18 日開催の当社取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)報酬として新株予約権を付与することにつき承認を求める議案を平成 26 年 5 月 22 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬制度について、当社の株価や業績との連動性を高め、株価の上昇・下落によるメリット・リスクを株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、平成 18 年 5 月 25 日開催の第 59 回定時株主総会において退職慰労金制度を廃止し、これにかえて同等の経済価値を有する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権を割り当てることとしております。

具体的な方法につきましては、新株予約権の割当てに際しての払込金額を公正な価額とし、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとして当該新株予約権を取得することを予定しております。

#### 2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数  
当社取締役(社外取締役は除く) 5 名 1,368 個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 136,800 株を上限とする。

ただし、下記(3)により、付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されたものとする。

(3) 新株予約権の総数

当社取締役（社外取締役は除く） 1,368 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内で、当社取締役会において決定する。ただし、実際に行使できる期間は、下記（6）のとおり、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 1 年経過した日から 5 年を経過する日までの間に限る。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 1 年経過した日から 5 年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②その他の権利行使の条件は当社取締役会において決定するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

※上記の内容については平成 26 年 5 月 22 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上